（かじ取装置）

第269条の２　かじ取装置（ハンドルバー方式のものを除く。）の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第65条の３の告示で定める基準は、当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。　（新設）

２　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。

（座席ベルト等）

第270条の２　座席ベルトの取付装置の強度、取付装置等に関し、保安基準第66条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。　（新設）

一　当該原動機付自転車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

二　振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。

三　取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。

四　乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

五　座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

２　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第66条の２第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

二　当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

三　容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。

四　通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

３　次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。

一　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられた座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

四　ＪＩＳ　Ｄ4604「自動車用シートベルト」の規格に適合する座席ベルトであって的確に備えられたもの

（頭部後傾抑止装置）

第270条の３　追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の運転者の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の性能に関し、保安基準第66条の３の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。　（新設）

一　他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該原動機付自転車の運転者の頭部の過度の後傾を有効に抑止することのできるものであること。